

第2回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会

平成28年7月26日（火）

安東議長

皆さん、こんにちは。本会議に先立ちまして、先般、国東市議会から本組合議会議員に選出されました議員各位を御紹介申し上げます。

紹介されました議員はご起立をお願い致します。

なお、紹介後はご着席をお願い致します。

今回国東市議会から選出されました、木田^{きだ} 憲治^{けんじ}君、ご起立お願い致します。丸小野^{まるおの} 宣康^{のぶやす}君、森^{もり} 正二^{まさじ}君、以上3名の方々でございます。どうかよろしくお願い致します。

次に新議員の議席につきましては、議席の決定がなされるまで、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

ただ今、出席議員は11名で地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立致しました。

これより、本日をもって招集されました、平成28年第2回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会を開会致します。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略致します。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第一、議席の指定を行います。

今回選出されました議員の議席指定を議題といたします。今回選出されました議員の議席は議長において指定することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、今回選出されました議員の議席は、議長において指定いたします。

十番 森^{もり} 正二^{まさじ}君、十一番 丸小野^{まるおの} 宣康^{のぶやす}君、十二番 木田^{きだ} 憲治^{けんじ}君

安東議長

以上でございます。
新議席にご着席をお願いいたします。

日程第二、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第二条の規定により議長において、十番
森 ^{もり} ^{まさじ} 君、十一番 ^{まるおの} ^{のぶやす} 丸小野 宣康君を指名致します。

日程第三、会期の決定を議題と致します。

おはかり致します。

本定例会の会期は、本日一日限りと致したいと思っておりますが、これにご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日限りと決定致しました。

日程第四、諸般の報告を認めます。

岡部事務局長

はい、議長

安東議長

事務局長 ^{おかべ} ^{てるあき} 岡部 輝明 君

岡部事務局長

皆さま、こんにちは。事務局長の岡部でございます。
平成28年2月定例会から今臨時会までの事務報告は、お手元に印刷
配布しておりますので、それによりご了承をお願い致します。

安東議長

日程第五、議第七号から議第十二号までを一括上程し議題と致します。

日程第六、提案理由並びに議案説明についてですが、管理者より「ごみ
処理施設建設事業」の進行状況について報告をしたい、との申し出がありま
したので、発言を許可し、そのあとに提案理由の説明を求めます。

管理者 是永

はい、議長

安東議長

管理者 ^{これなが} ^{しゅうじ} 是永 修治 君

管理者 是永

みなさん、こんにちは。管理者の是永でございます。議長のお許しをい

いただきましたので、提案理由の説明に入る前にクリーンセンターごみ処理施設建設にかかる進捗状況についてご報告いたします。

まず、建設地である西大堀地区では、埋蔵文化財の発掘調査を終え、現在宇佐市教育委員会が報告書を作成しているところであり、水路改修工事も6月に完成をいたしました。

また、用地取得につきましては、委託している大分県土地開発公社により、ほぼ、取得を終えましたが、平成27年度内に所有権移転手続きが完了できなかった分について、今議会に改めて当該用地取得に必要な経費をお願いをしているところであります。

なお、一部訴訟案件、権利者不明案件がありますが、事業の進捗には影響ないものと考えております。

以上のような状況から用地造成工事、及び進入道路となる市道ふるさと東部線の右折車線新設等の工事を発注したところであり、近く工事が始まる予定であります。

次にクリーンセンターの整備については前回も申し上げましたとおり、設計、施工、管理を一括して発注するDBO方式を採用することといたしておりますが、4月21日に入札公告を行った結果は、複数の事業者グループから参加申請がありました。

今後、総合評価方式により、11月には事業者を選定するスケジュールで再度進めているところであります。

また、国東市のごみ中継施設の整備につきましては、既存の国東市クリーンセンター改造を前提に基本計画を策定することとしており、6月に発注をいたしましたところであります。

今度とも宇佐市と役割分担しながら目標としている平成31年度末からの供用開始に向け、全力を尽くす所存でございます。議員各位のより一層のご理解とご協力をお願いを致します。

それでは議第七号から議第十二号の提案理由についてご説明を致します。

議第七号は、「平成28年度 宇佐・高田・国東広域事務組会計補正予算第一号(案)」でございますが、今回の補正額は6385万6千円の増額で累計予算額は5億9785万6千円となります。歳入補正につきましては市負担金が4297万6千円の増額、国庫支出金が162万円の減額、繰入金が2,250万円の増額となっております。歳出補正につきましては、衛生費のうち公有財産購入費が3,600万円の増額、負担金補助及び交付金が2785万6千円の増額であります。主な歳出補正の内容につきましては、公有

財産の購入費の増額は昨年度より大分県土地開発公社で用地の取得等の業務を進めておりますが、一部未契約、及び未登記で残ったことから、この部分について、宇佐市所有の里道・水路分と合わせて購入することによるものであります。

負担金補助及び交付金の増額は西大堀地区まちづくり計画に基づき、西大堀地区が実施する事業費の増が見込まれること、及び宇佐市に実施主体として整備をしていただく、市道西大堀高森線の道路改良事業に対して負担金を支払うことによるものであります。

また、「宇佐・高田・国東広域ごみ施設建設工事にかかる設計・施工管理業務」として平成31年度までの債務負担行為限度額1億2500万円を追加いたしております。

議第八号、「宇佐・高田・国東広域事務組合行政不服審査会条例の制定について」及び、議第九号「宇佐・高田・国東広域事務組合特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び、費用弁償に関する条例の一部改正について」は、行政不服審査法第81条第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する審査会の組織及び、運営に関し必要な事項を定める必要があるため上程するものであります。

議第十号及び議第十一号は、「宇佐・高田・国東広域事務組合監査委員の選任について」でございますが、それぞれ組合議会より、丸小野^{まるおの}宣康^{のぶやす}氏、宇佐市より原田^{はらだ}芳文^{よしふみ}氏を再選任したいので地方自治法第196条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議第十二号は「宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について」でございますが、宇佐市から選出されておりました、南^{みなみ}正子^{まさこ}氏が5月26日に辞職をされましたので、その後任として小野^{おの}寿明^{しゅめい}氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は南氏の残任期間である、平成31年11月20日までとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

安東議長

はい。以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。

日程第七、これにより議案審議に入ります。

議第七号、「平成28年度 宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第一号)」を議題と致します。

安東議長

只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありません

か。

(「なし」の声あり)

質疑なし、と認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なし、と認めます。討論を終結いたします。

これより議第七号について採決致します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第七号は、原案のとおり可決されました。

安東議長

次に、議第八号及び議第九号の条例の制定及び一部改正について、議題といたします。

お諮り致します。

議第八号及び議第九号は関連がございますので、一括審議致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第八号及び議第九号を一括審議することに決定致しました。

これより質疑に入ります。

ただ今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

森 正二

はい、議長。

安道議長

はい。十番 森 正二君

森 議員

はい。十番 森 正二であります。議案第八号の関係でございます。宇佐・高田・国東広域事務組合行政不服審査審査会条例の制定についてでございます。

森 議員

ご存知のように、この行政不服審査法につきましては、平成26年の6月の13日に国の方が制定をいたしているわけでございます。この不服審査法につきましては、やはり、地域住民の立場、事後の救済制度法という位置づけで制定を上位法がしているわけでございますし、私がここでお聞きしたいのは、それから2年間が経過をしたわけなんです。で、今回上程ということでございますので、これまでの経緯についてお聞きをいたしたいと。こう言うことであります。

岡部事務局長

はい。議長。

安東議長

はい。事務局長 ^{おかべ}岡部 ^{てるあき}輝明君。

岡部事務局長

はい。森 議員の議案質疑にお答えいたします。平成26年に行政不服審査法が改正されまして、平成28年4月1日からこれを施行するというので、すべての市町村、あるいは一部事務組合で、この不服審査を受け付ける条例を作りなさいということだったんですが、私ども県と協議して、内容について精査してまいりましたけども、4月1日の制定にはちょっと、間に合いませんで、この臨時議会で制定させていただきたいと言うご提案でございます。以上でございます。

森 議員

はい、議長。

安東議長

はい、森 正二君

森 議員

はい、わかりました。実は、4月1日までには間に合わなかったということでございますし、この間、この事務組合については大きな事業、用地買収含めたですね。事業の展開をされているわけで、えーまっ、そうした事業の中から、やはり事後救済制度ということで地域住民の立場にたって、行政に審査をお願いするというのが、この趣旨だろうと言うことでお聞きしました。以上です。

安東議長

はい、大変失礼いたしました。「しょうじさん。しょうじくん」と言いましたけど、「まさじさん」の間違いございました。大変失礼いたしま

した。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

これより、議第八号及び議第九号を一括して採決いたします。

お諮り致します。

本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第八号及び議第九号は原案の通り可決されました。

次に議第十号及び議第十一号の宇佐・高田・国東広域事務組合監査委員の選任について を議題と致します。

本席には議第十号に関係する予定議員がおられますので、ご退席をお願い致します。

(退席)

お諮り致します。

議第十号及び議第十一号を一括審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第十号及び議第十一号を一括審議することに決定致しました。

これにより質疑に入ります。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

安東議長

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を終結致します。

これより議第十号及び議第十一号を一括して採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第十号及び議第十一号は、原案の通り同意されました。

ここで只今、監査委員の選任について同意されました丸小野議員に入場していただきます。

しばらく休憩します。

(休憩)

はい。休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、議第十二号、宇佐・高田・国東広域事務組合公平委員会委員の選任について を議題と致します。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。只今のところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議第十二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第十二号は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、平成 28 年 第二回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会を閉会致します。どうも、ご苦労さんでございました。

以上、会議の顛末を筆記し、その正当なることを認め、ここに署名押印をする。

平成 28 年 7 月 26 日

宇佐・高田・国東広域事務組合議会臨時会

議 長 安 東 正 洋

署名議員 森 正 二

署名議員 丸小野 宣 康